

しまんと海藻エコイノベーション共創コンソーシアム会則

(名称)

第1条 本会を「しまんと海藻エコイノベーション共創コンソーシアム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、国立研究開発法人科学技術振興機構による「共創の場形成支援プログラム」に採択された「しまんと海藻エコイノベーション共創拠点」（以下「拠点」という。）における拠点ビジョンを実現するため、産官学の連携による活動と異分野融合を通じて、必要な研究開発・市場開発を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 海藻及びその養殖に関する研究開発・市場開発の推進
- (2) 会員の相互協力の推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 会員は、入会申込書に所定の事項を記入し、本会事務局に受理されなければならない。なお、申出があった場合は本会から退会できるものとする。

(組織)

第5条 本会に本会を代表する会長を置き、拠点の管理責任者をもって充てる。

(総会)

第6条 総会は、必要に応じて会長が招集し、本会則の変更及び本会の活動の重要事項を協議する。

- 2 総会の議長は会長をもって充てる。ただし、会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する者が議長を務める。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数の議決を持って決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 5 総会は、議長の判断により電子メールによる協議に代えることができる。

(部会)

第7条 本会は、会長の承認のもとで部会を置くことができ、専門的な事項を協議する。

2 部会は、参加を希望する会員で構成する。

3 部会の部会長は、会長が指名する。

4 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

5 部会長は必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を拠点の管理責任者の下に置く。

(会費等)

第9条 本会は、会費を徴収せず、財産を保有しないものとする。

(解散)

第10条 本会は、総会の決定をもって解散する。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会則その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 暴力団等反社会的勢力である事が判明したとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(補則)

第12条 この会則に定める条項のほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年4月23日から施行する。